**ＡＳＥＡＮ各国の労働関係法、ビザ･労働許可取得**

**～タイ、ベトナム、インドネシア、フィリピン、マレーシア、ミャンマーの各国で駐在・調査経験を有する講師が最新動向を横断的に解説～**

**日　時：平成２８年１月２２日（金）午後１時００分～午後４時００分**

**会　場：金融財務研究会本社 グリンヒルビル セミナールーム**

**（東京都中央区日本橋茅場町1-10-8）**

**受講費：２６，０００円（お二人目から２４，０００円）**

**（消費税、参考資料を含む）**

近年、日系企業は、チャイナリスクを回避するための拠点としてのみならず、積極的なビジネスチャンスを見出すために、ASEAN各国へ進出を行っており、これから進出検討している企業も多数みられます。ASEAN各国に進出に際して、各国において、労務上どのようなリスクがあるのかについては、事前に十分把握しておく必要があります。また、労務問題については、各国進出後も、事業を継続していく上で常に無視できない問題といえます。

　そこで本講演では、ASEAN主要各国における労働関係の法規制や日本人駐在員のビザ・労働許可等取得の実情について焦点を絞り、タイ、ベトナム、インドネシア、フィリピン、マレーシアの各国で駐在経験（ミャンマーに関しては調査訪問経験）を有する講師が、その経験・知識を踏まえ、かかる問題点についてわかりやすく解説いたします。

【内容】

**１．ＡＳＥＡＮ主要各国における労働関係法と紛争対応**

（１）　各国労働法における留意点　～各国特有の規制や相違点等の比較

（２）　労働組合対応　～組合ができた場合どのように対応するべきか

（３）　解雇紛争対応　～紛争解決手続、実体的解雇事由等について検討

（４）　その他　（退職時の秘密保持、行政機関の立ち入り検査対応などを予定）

**２．日本人駐在員のビザ・労働許可等取得の実情**

～各国赴任時に必要となる手続きについて

**３．質疑応答**

**平成２８年１月２２日 ＡＳＥＡＮ各国の労働関係法、ビザ･労働許可取得**

参加お申込書

北浜法律事務所・外国法共同事業　山野宛

申込先FAX　０６－６２０２－１１３０

または

申込先E-MAIL　[seminar20160122@kitahama.or.jp](mailto:seminar20160122@kitahama.or.jp)

|  |  |
| --- | --- |
| 貴社名 |  |
| ﾌﾘｶﾞﾅ  参加者ご芳名 |  |
| bi所属部署・役職 |  |
| ご住所 | 〒　　　－ |
| E-mailアドレス | ＠ |
| 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |
| ご質問等 |  |

※ メール（[seminar20160122@kitahama.or.jp](mailto:seminar20160122@kitahama.or.jp)）、もしくはFax（06-6202-1130）にてお送りいただきますよう、どうぞよろしくお願いします。